

女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

税理士法人 GrowUp (草津市、学術研究、専門技術サービス業)

を認定しました(認定段階2での認定となります)。



■■認定企業の取組紹介■■

○採用に関する取組

YouTube や Instagram を活用し、事前に事務所の雰囲気を感じていただけるよう継続的に情報発信しています。その結果、面接時には「ぜひこの職場の一員として働きたい」という声をいただく機会が増えました。また、今年からインターンシップの募集を開始し、来年以降のさらなる応募増加を期待しています。さらに、自社の採用サイトでは、キャリアプランや成長を支援する環境・プログラムなどを積極的に発信し、魅力的なキャリア形成の場を広く知っていただけるよう努めています。

○長時間労働是正のための取組

数年前から分業制度を導入することで、パートタイムスタッフも活躍しやすい環境を整え、結果として社員の労働時間を大幅に削減することに成功しました。また、お客様の担当割り当てにおいては、残業状況を最優先に考慮する方針としているため、繁忙期でも固定残業時間を超過する社員はほとんどいません。加えて、パートタイムから社員へ登用する際には、家庭との両立を考慮し、時短勤務による社員ポジションも提案しています。

○管理職比率に関する取組

当法人における管理職に占める女性労働者の割合は75%です。当社では、意欲と能力を発揮する女性スタッフを積極的に管理職へ登用しています。性別による優遇や不利は一切なく、人事考課に基づき男女平等に昇進・昇給を行っています。

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・パート社員から常勤社員への転換制度を実施しています。
- ・子育て世代の女性を積極的に採用しています。
- ・社員教育においては、男性・女性・パートを問わず、十分な時間を確保しています。
- ・年3回の個別面談を通じ、各人が感じるやりがいや生きがいを尊重したキャリアプランを共に考え、一人ひとりの自己実現を全力でサポートしています。

■■認定企業よりメッセージ■■

すべてのメンバーが心理的安全性を感じられる職場づくりを心がけています。

とはいえ、単なる馴れ合いではなく、互いに高め合える仲間と共に成長し、全員が物心両面で豊かになれる会社を目指しています。

【えるぼし認定制度とは】



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目(①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)を満たす項目数に応じて3段階(※)あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190